## 裁判員制度 にうかがいます!

裁判所では,国民の皆様に裁判員制度を知っていただくとともに, 皆様がお持ちの疑問や不安の解消に少しでもお役に立てればと考え, 企業,団体,サークル等に裁判官などが出張して裁判員制度について のお話をする「出前講座」を行っています。

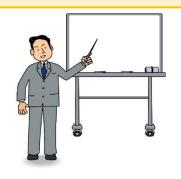
○対象団体等

鳥取県内に事務所又は活動拠点のある

- ○参加者人数
- ○講座の内容

(一例)

- 企業,団体,サークル等
- 10人以上
- ① 裁判官などによる裁判員制度の説明
- ② 質問コーナー





- 内容や所要時間についてはご相談に応じます。お気軽にお電話ください。
- 実施希望日の1か月前までにお申込みをお願いします。
- 実施の日時についてはご希望に添えない場合があります。ご了承ください。
- 費用は無料です。



【お申込み・お問い合わせ先】

鳥取地方裁判所事務局総務課 庶務係 压(0857)22-2171(代表)